

令和4年度 スマート農業等普及推進事業

■共通要件

・事業を利用し生産した作物はすべて販売すること。

■共通申請時提出書類

- ①申請書・収支予算書（市様式）
- ②事業計画書（市様式）
- ③地図（設置場所、保管場所）
- ④見積書2社
- ⑤カタログ類



○補助金申請の流れ

1. 申請書の提出（申請者→市） **※申請前に着手しないこと**
- ↓
2. 交付決定通知書の送付（市→申請者）
- ↓
3. 事業実施（申請者）
- ↓
4. 完了後、実績報告書の提出（申請者→市） **※写真、領収証を添付して、事業終了後1ヵ月以内に提出**
- ↓
5. 検査、補助金の支払い（市→申請者）

No.	項目	交付対象となる経費	補助率	限度額	要件	申請時提出書類
1	スマート機械整備事業	ドローン、自動操舵機器、農業用アシストスーツ等機械の導入に要する経費※1	50%以内	100万円以内	・対象経費が100万円以上 ・露地栽培にあたっては10ha以上、施設栽培にあたっては20a以上の作付面積があること。	・生産調整実施計画書の写し ・認定書の写し（認定農業者のみ） ・青年等就農計画認定書の写し（青年等就農計画認定者のみ） ・規約の写し（農業者が組織する団体等のみ） ・定款の写し（農業法人等のみ）
2	環境整備システム	統合環境制御、経営及び栽培管理、モニタリングに用いるクラウドシステム等システムの導入に要する経費※2	50%以内	50万円以内	・対象経費が30万円以上 ・露地栽培にあたっては10ha以上、施設栽培にあたっては20a以上の作付面積があること。	
3	水稲直播推進事業	直播用播種機、その他直播栽培に必要な機器類の導入に要する経費	25%以内	25万円以内	・受益面積は10ha以上、主食用米を栽培予定としていること。	

◎農作物の生産に要する先進的な技術は、農林水産省作成のスマート技術カタログを参考とします。

※1 既存機械の更新、中古のパソコンやスマートフォンの購入については、補助の対象となりません。

※2 インターネットの回線費用や通信費、パソコンおよびスマートフォンの購入については、補助の対象となりません。

※事業の受付は4月1日から4月15日までとし、申請額が予算額を上回る場合は採択制となります。

【お問い合わせ先】 登米市 産業経済部 農政課（中田庁舎2階） 電話0220(34)2713